

債券発行概要書(発行者情報)

(平成 28 年度)

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報」(以下「本発行者情報概要書」といいます。)は、地方公共団体金融機構法(平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。)第 40 条第 1 項に基づき発行する債券(以下「機構債券」といいます。)の発行者である地方公共団体金融機構(以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。)の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 29 年 6 月 29 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、平成 29 年 6 月 29 日現在において判断したものです。
2. 当機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債(以下「地方金融機構債」といいます。)を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」(以下「各証券情報概要書」といいます。)を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法(昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号)第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。)に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には当機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【沿革】	2
3【事業の内容】	3
4【従業員の状況】	7
第2【事業の状況】	8
1【業績等の概要】	8
2【対処すべき課題】	27
3【事業等のリスク】	44
4【経営上の重要な契約等】	46
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	46
第3【設備の状況】	49
1【設備投資等の概要】	49
2【主要な設備の状況】	49
3【設備の新設、除却等の計画】	49
第4【機構の状況】	50
1【出資金等の状況】	50
2【役員の状況】	50
3【コーポレート・ガバナンスの状況等】	51
第5【経理の状況】	55
【財務諸表等】	56
(1)【財務諸表】	56
①【貸借対照表】	56
②【損益計算書】	57
③【純資産変動計算書】	58
④【キャッシュ・フロー計算書】	60
⑤【附属明細書】	88
(2)【決算報告書】	93
(3)【主な資産及び負債の内容】	96
(4)【その他】	96
第6【機構の参考情報】	96
監査報告書	巻末

第一部【法人情報】

第1【法人の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	(百万円)	291,330	558,528	539,997	511,805	487,146
経常利益	(百万円)	130,697	250,170	247,569	230,055	213,070
当期純利益	(百万円)	20,425	8,866	16,074	21,632	20,828
出資金	(百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	(百万円)	53,087	60,613	69,382	93,696	113,520
総資産額	(百万円)	23,369,616	23,184,998	23,226,787	23,340,707	23,704,919
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	15,388	△5,520	△166,498	△43,268	429,597
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	472,635	△109,338	527,170	△304,944	163,656
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△310,332	8,532	6,696	3,830	△346,236
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	255,591	149,264	516,633	172,250	419,267
職員数	(人)	79	81	83	87	87

回次		第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益	(百万円)	458,388	434,569	407,972	376,497
経常利益	(百万円)	188,051	180,499	168,933	160,213
当期純利益	(百万円)	26,510	30,971	30,197	27,878
出資金	(百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	(百万円)	142,775	173,489	216,187	241,082
総資産額	(百万円)	24,101,331	24,524,279	24,643,371	24,786,267
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	630,020	66,626	174,764	277,268
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	64,809	△137,784	434,642	68,789
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△646,923	3,193	△297,006	△196,442
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	467,175	399,211	711,611	861,226
職員数	(人)	90	89	87	91

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

3. 当機構の第1期は平成20年8月1日から平成21年3月31日までの8カ月となっております。

なお、平成20年10月1日に、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下、「公庫」といいます。）の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成20年10月1日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成21年2月12日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。

4. 公庫の出資金166億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

2【沿革】

当機構は平成20年8月1日に設立され、機構法附則第9条第1項の規定に基づき、公庫の一切の権利及び義務（同条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して、平成20年10月1日に業務を開始しました。

なお、参考として、機構及び公庫の「沿革」を以下に併せて記載しております。

(1) 地方公共団体金融機構

年月	事項
平成20年8月	機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8月1日）
平成20年10月	公庫の権利及び義務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年6月	機構法の一部改正に伴い、地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）
平成24年2月	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成28年1月	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入

(2) 公営企業金融公庫

年月	事項
昭和32年6月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年11月	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年4月	特別利率貸付制度を創設
昭和42年9月	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年4月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置）
昭和47年6月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和53年5月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加）
昭和59年3月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年6月	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年6月	臨時特別利率制度を創設
平成9年9月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止））
平成13年4月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成13年6月	特殊法人等改革基本法成立
平成13年12月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成14年12月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）
平成18年5月	行政改革推進法成立
平成18年6月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成18年10月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年5月	機構法成立
平成19年6月	地方公共団体財政健全化法成立
平成20年10月	機構法に基づき解散（10月1日）

3 【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

当機構は、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

平成 28 年度貸付額 1 兆 7,251 億円、平成 28 年度末貸付金残高 23 兆 7,200 億円

平成 28 年度債券発行額 2 兆 7 億円、平成 28 年度末債券発行残高 19 兆 9,639 億円

(注) 債券発行に係る金額は額面ベース

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

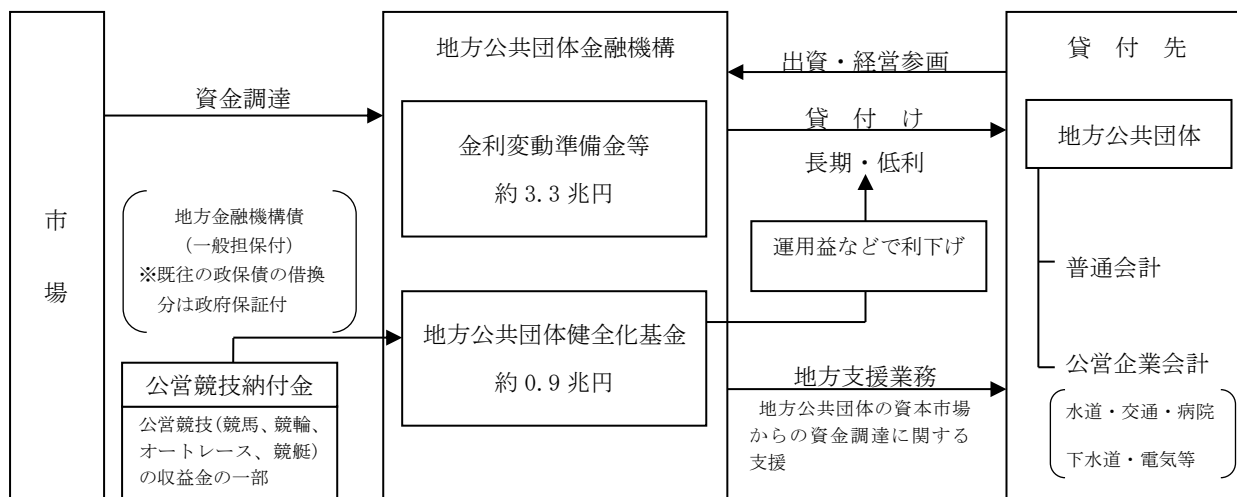
(金利変動準備金等)

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券等借換え時の金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(健全化基金を活用した利下げ)

当機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成 28 年度末現在)

(2) 業務の概要

①貸付業務

(貸付対象)

当機構の貸付先は、地方公共団体のみとなっております。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。具体的には、平成 21 年度においては地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業及び臨時財政対策債が、平成 22 年度においては社会福祉施設整備事業が、平成 23 年度においては公共事業等、旧緊急防災・減災事業及び一般事業（出資金・貸付金、負担金）が、平成 24 年度においては学校教育施設等整備事業、一般事業（地域総合整備資金貸付事業、被災施設復旧関連事業）及び電気事業（太陽光発電）が、平成 25 年度においては全国防災事業及び緊急防災・減災事業が、平成 26 年度においては一般廃棄物処理事業が、平成 27 年度においては公共施設最適化事業が、平成 28 年度においては一般補助施設整備等事業（東日本大震災分）が新たに貸付対象となりました。

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していくこととしております。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しております。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

(貸付利率)

当機構の長期の貸付利率は、平成 24 年度同意（許可）債から、これまでの特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率（基準利率－0.35%）に一本化し、基準利率及び機構特別利率の 2 種類となりました（平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率及び臨時特別利率が適用されます。）。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する機構特別利率が適用されます。

なお、当機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としており、機構特別利率（特別利率及び臨時特別利率を含む。）は、設立以来、財政融資資金利率と同水準となっております。

(償還期限)

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しております。また、平成 27 年度同意（許可）債からは、地方のニーズを踏まえ、公営企業で耐

用年数が非常に長期である上・下水道等の事業について償還期限を最長で40年に延長しております。

(貸付けの審査体制)

当機構では、地方債の同意(許可)手続により、事業の内容、適性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しております。

・貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県及び政令指定都市等からヒアリングを実施します。

・貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

・貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。

(公営競技納付金等による利下げ)

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技(競輪、競馬、オートレース、競艇)の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりです。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公営競技納付金(億円)	66	38	37	30	31	29	35
地方公共団体健全化基金(億円)	9,158	9,198	9,225	9,225	9,202	9,202	9,202
公営競技開催権を有する団体数	206	203	201	198	197	197	195
納付団体数	64	61	28	23	54	46	51

②地方支援業務

拡大・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、人材育成、実務支援、調査研究、情報発信の4つを支援の柱とする地方支援業務を実施しました。

・人材育成

地方公共団体にとって関心の高い自治体財政に関する時宜にかなった地方公会計改革、地方公営企業改革などのテ

ーマを題材とした JFM 地方自治体財政セミナーを 3 回開催しました。

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を行う出前講座を 95 箇所で開催しました。

機構が主催する資金調達に必要な入門的な金融知識の習得を目的とした資金調達入門研修を 8 回開催したほか、資金運用に必要な入門的な金融知識の習得を目的とした資金運用入門研修を 3 回開催しました。

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を 7 月と 9 月の 2 回開催しました。

・実務支援

地方公共団体の資金調達等における個別の課題解決に向けた助言等の支援を実施するため、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーにより、93 件のアドバイスを実施しました。

平成 27 年度に引き続き、地方公共団体からの要望を踏まえ、都道府県が実施する研修会等に専門家を派遣することにより、地方公営企業会計の適用拡大や経営戦略の策定、地方公会計制度に係る統一的な基準への円滑な移行を支援しました。

・調査研究

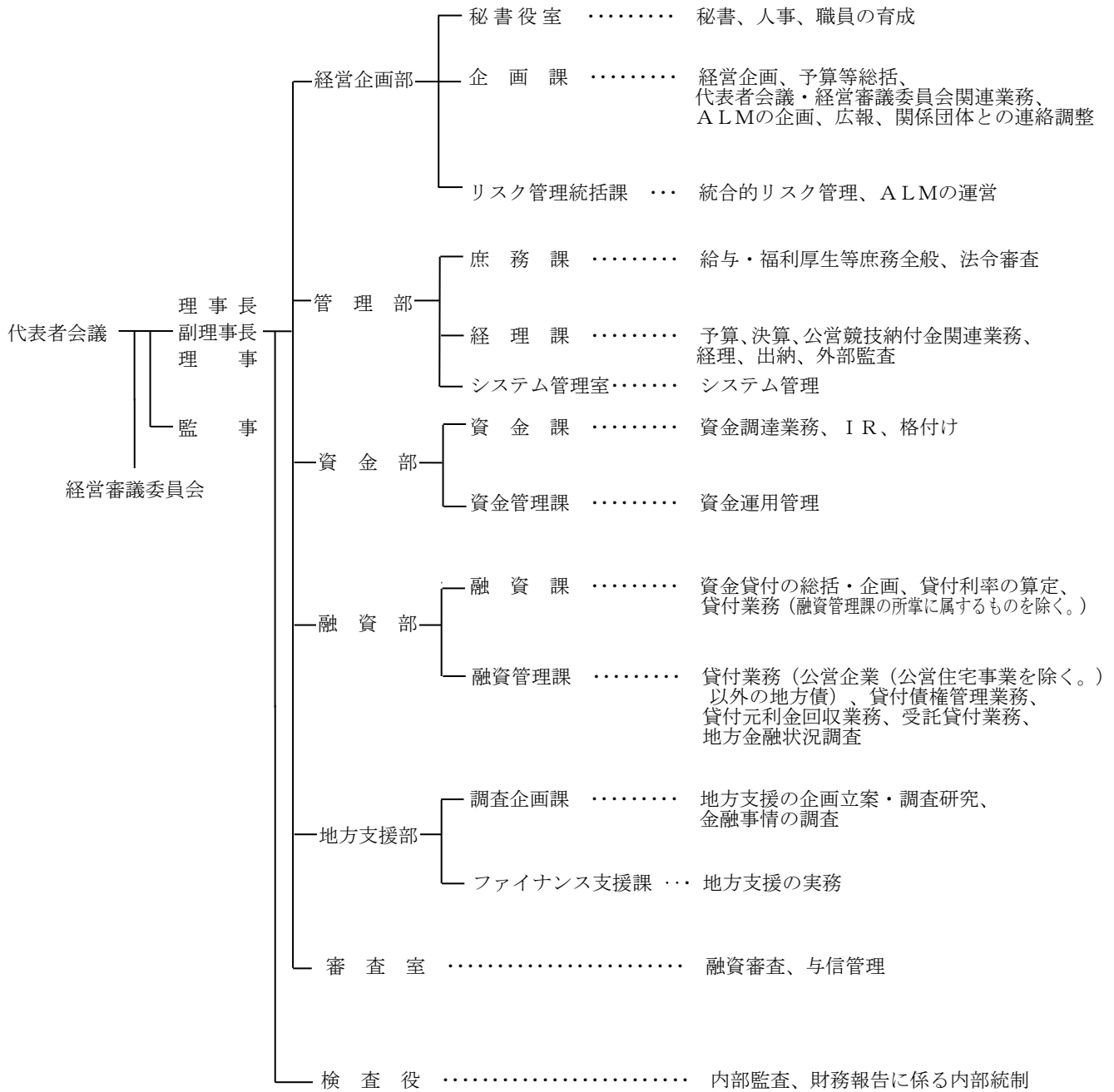
地方公会計を活用した事例の掘り起こし、地方公会計の整備促進に資する質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証と団体間比較の方法等について、総務省と共同で調査研究を行いました。

また、諸外国の地方公共団体の資金調達の仕組みと現状について、その背景にある地方債制度、地方財政制度や海外の地方金融公社等の経営状況の最新動向とともに調査研究を実施しました。

・情報発信

地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例等を活用方法も含め、ホームページ、冊子、研修などを通じて提供しました。また、金融・債券の基礎知識を学ぶことができる Eラーニング動画をホームページを通じて、提供しています。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 29 年 3 月 31 日現在)



4 【従業員の状況】

平成 29 年 3 月現在における当機構の職員数は、91 人となっております。なお、職員の給与については、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度の業績は以下のとおりです。

(当事業年度の損益状況)

経常収益は3,764億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益3,727億円です。また、経常費用は2,162億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,088億円です。

この結果、経常利益は1,602億円となりました。

これに、金利変動準備金への繰入れ及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額4,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額73億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,396億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金2,000億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は278億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆7,862億円、負債の部につきましては、債券等の24兆5,451億円、純資産の部につきましては、地方公共団体出資金等2,410億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,772億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは687億円の増、財務活動によるキャッシュ・フローは1,964億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は8,612億円となりました。

(2)貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成28年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

また、国の平成28年度補正予算(第2号)等に伴う公共投資の円滑な実施や、熊本地震に係る災害復旧事業等の追加に対応するため、平成28年10月20日に改正され、さらに、国の平成28年度補正予算(第3号)に伴う災害復旧事業等の追加に対応するため、平成29年2月14日に改正されました。

その結果、平成28年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額12兆9,748億円規模とされ、そのうち一般会計債は6兆5,561億円、公営企業債は2兆5,503億円、被災施設借換債は4億円、臨時財政対策債は3兆7,880億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債、被災施設借換債及び臨時財政対策債について、

1兆9,622億円が計上されました。

(貸付計画)

平成28年度の貸付計画は、1兆6,900億円としました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、8,904件、1兆7,250億81百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、55.0%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、25億73百万円の貸付けを行いました。

(元金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還（地域開発事業の臨海土地造成、内陸工業用地等造成に係るものについては満期一括償還）の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。平成28年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金434,202件、1兆6,586億18百万円、利息492,170件、3,728億79百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金199件、109億54百万円及びこれに伴う経過利息、71件、49万円を収納しました。

繰上償還の理由は、東日本大震災により全部又は一部の財産が滅失したものに係るもの、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

平成29年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は242,658件、23兆7,200億21百万円で、その事業別残高は16ページの表のとおりです。

また、平成29年3月末における受託貸付残高は21,103件、2,928億64百万円です。

平成 28 年度地方債計画資金区分 (改正後)
(通常収支分)

(単位：億円)

項 目	平成 28 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	23,695	7,114	979	15,602
2 公営住宅建設事業	1,210	333	135	742
3 災害復旧事業	3,902	3,902	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	7,816	3,335	697	3,784
(1) 学校教育施設等	3,964	2,084	289	1,591
(2) 社会福祉施設	536	0	210	326
(3) 一般廃棄物処理	1,461	1,059	198	204
(4) 一般補助施設等	1,315	192	0	1,123
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	540
5 一般単独事業	22,544	0	4,102	18,442
(1) 一般	4,432	0	148	4,284
(2) 地域活性化	690	0	113	577
(3) 防災対策	871	0	143	728
(4) 地方道路等	3,221	0	486	2,735
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,014	5,186
(6) 緊急防災・減災	6,000	0	2,014	3,986
(7) 公共施設最適化	1,130	0	184	946
6 辺地及び過疎対策事業	4,900	4,518	0	382
(1) 辺地対策	491	491	0	0
(2) 過疎対策	4,409	4,027	0	382
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調	100	0	0	100
計	65,212	19,202	5,913	40,097
二 公営企業債				
1 水道事業	5,047	2,653	2,100	294
2 工業用水道事業	263	0	136	127
3 交通事業	1,744	210	344	1,190
4 電気事業・ガス事業	178	0	94	84
5 港湾整備事業	461	146	32	283
6 病院事業・介護サービス事業	4,485	1,311	1,564	1,610
7 市場事業・と畜場事業	519	0	108	411
8 地域開発事業	699	0	0	699
9 下水道事業	11,986	3,363	3,633	4,990
10 観光その他事業	94	0	9	85
計	25,476	7,683	8,020	9,773
合計	90,688	26,885	13,933	49,870
三 臨時財政対策債	37,880	9,299	5,568	23,013
四 退職手当債	800	0	0	800
総計	129,368	36,184	19,501	73,683

平成 28 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 28 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	323	234	89
災 害 復 旧 事 業	18	18	0
一 般 単 独 事 業	8	0	8
計	349	252	97
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	1	0	1
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	4	0	4
下 水 道 事 業	22	7	15
計	27	7	20
合 計	376	259	117
被 災 施 設 借 換 債	4	0	4
総 計	380	259	121

平成 28 年度地方債計画資金区分（改正後）
（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円）

項 目	平成 28 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	23,695	7,114	979	15,602
2 公営住宅建設事業	1,533	567	224	742
3 災害復旧事業	3,920	3,920	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	7,816	3,335	697	3,784
(1) 学校教育施設等	3,964	2,084	289	1,591
(2) 社会福祉施設	536	0	210	326
(3) 一般廃棄物処理	1,461	1,059	198	204
(4) 一般補助施設等	1,315	192	0	1,123
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
5 一般単独事業	22,552	0	4,110	18,442
(1) 一般	4,440	0	156	4,284
(2) 地域活性化	690	0	113	577
(3) 防災対策	871	0	143	728
(4) 地方道路等	3,221	0	486	2,735
(5) 旧合併特例	6,200	0	1,014	5,186
(6) 緊急防災・減災	6,000	0	2,014	3,986
(7) 公共施設最適化	1,130	0	184	946
6 辺地及び過疎対策事業	4,900	4,518	0	382
(1) 辺地対策	491	491	0	0
(2) 過疎対策	4,409	4,027	0	382
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	65,561	19,454	6,010	40,097
二 公営企業債				
1 水道事業	5,048	2,653	2,101	294
2 工業用水道事業	263	0	136	127
3 交通事業	1,744	210	344	1,190
4 電気事業・ガス事業	178	0	94	84
5 港湾整備事業	461	146	32	283
6 病院事業・介護サービス事業	4,485	1,311	1,564	1,610
7 市場事業・と畜場事業	523	0	112	411
8 地域開発事業	699	0	0	699
9 下水道事業	12,008	3,370	3,648	4,990
10 観光その他事業	94	0	9	85
計	25,503	7,690	8,040	9,773
合計	91,064	27,144	14,050	49,870
三 被災施設借換債	4	0	4	0
四 臨時財政対策債	37,880	9,299	5,568	23,013
五 退職手当債	800	0	0	800
総計	129,748	36,443	19,622	73,683

平成 28 年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	54,500	51,874	3.0
公営住宅事業	16,500	20,827	1.2
全国防災事業	23,900	57,502	3.3
学校教育施設等整備事業	9,500	6,266	0.4
社会福祉施設整備事業	14,400	10,966	0.6
一般廃棄物処理事業	14,800	8,688	0.5
一般補助施設等	0	51	0.0
一般事業	7,700	18,805	1.1
地域活性化事業	7,400	8,782	0.5
防災対策事業	14,300	14,179	0.8
地方道路等整備事業	38,400	36,763	2.1
合併特例事業	91,800	103,306	6.0
緊急防災・減災事業	152,700	143,956	8.3
公共施設最適化事業	5,500	2,369	0.1
計	451,400	484,333	28.1
臨時財政対策債	587,900	587,507	34.1
(一般会計債等分計)	1,039,300	1,071,840	62.1
公営企業債			
水道事業 (上水道)	148,800	127,236	7.4
(簡易水道)	19,700	25,827	1.5
交通事業 (一般交通)	1,000	1,663	0.1
(都市高速鉄道)	25,000	30,868	1.8
病院事業	126,500	120,472	7.0
下水道事業	295,700	303,588	17.6
工業用水道事業	8,200	13,220	0.8
電気事業	4,400	5,033	0.3
ガス事業	2,900	3,355	0.2
介護サービス事業	1,400	2,515	0.1
市場事業	11,300	14,771	0.9
と畜場事業	1,800	812	0.0
駐車場事業	100	115	0.0
小 計	646,800	649,474	37.6
港湾整備事業	3,100	2,854	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	400	852	0.0
小 計	3,500	3,706	0.2
計	650,300	653,180	37.9
被災施設借換債	400	61	0.0
合 計	1,690,000	1,725,081	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成 28 年度団体種別貸付状況

(単位:百万円、%)

区分	平成 28 年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	410,325	23.8
政令指定都市	195,037	11.3
市及び特別区	948,292	55.0
町村	134,079	7.8
企業団・組合等	37,349	2.2
計	1,725,081	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成28年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	433,701	1,648,295	491,669	371,944
公社貸付	501	10,324	501	935
計	434,202	1,658,618	492,170	372,879
長期貸付繰上償還				
一般貸付	199	10,954	71	0
公社貸付	-	-	-	-
計	199	10,954	71	0
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	434,401	1,669,572	492,241	372,879

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成28年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	376,118	1.6	一般交通事業	9,453	0.0
公営住宅事業	315,810	1.3	都市高速鉄道事業	1,125,455	4.7
全国防災事業	152,148	0.6	病院事業	895,937	3.8
学校教育施設等整備事業	39,654	0.2	下水道事業	7,804,253	32.9
社会福祉施設整備事業	86,714	0.4	工業用水道事業	196,258	0.8
一般廃棄物処理事業	16,256	0.1	電気事業	48,041	0.2
一般事業	63,375	0.3	ガス事業	35,817	0.2
臨時河川等整備事業	62,410	0.3	港湾整備事業	56,587	0.2
臨時高等学校整備事業	26,973	0.1	介護サービス事業	22,560	0.1
臨時地方道整備事業	1,438,703	6.1	市場事業	82,523	0.4
地域活性化事業	55,357	0.2	と畜場事業	10,834	0.0
防災対策事業	145,651	0.6	観光施設事業	3,700	0.0
地方道路等整備事業	489,694	2.1	駐車場整備事業	25,107	0.1
合併特例事業	973,850	4.1	産業廃棄物処理事業	487	0.0
緊急防災・減災事業	678,163	2.9	地域開発事業	-	-
公共施設最適化事業	2,369	0.0	一般貸付計	23,671,887	99.8
一般補助施設等整備事業	51	0.0	道路公社	48,135	0.2
臨時財政対策債	4,951,511	20.9	公社貸付計	48,135	0.2
水道事業	3,480,067	14.6	合計	23,720,021	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成 28 年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	284	448,328	5,116	712,063	7,975	206,447	301	28,025	-	-	13,676	1,394,864
青森	199	35,896	1,959	249,341	1,383	46,834	110	14,181	-	-	3,651	346,252
岩手	234	58,505	2,681	252,964	719	29,221	229	18,956	-	-	3,863	359,646
宮城	361	136,177	4,647	417,969	2,566	51,722	130	8,439	-	-	7,704	614,306
秋田	205	23,997	4,570	260,822	1,108	13,087	8	278	-	-	5,891	298,183
山形	229	81,184	2,677	173,324	1,891	35,524	149	5,614	7	10	4,953	295,655
福島	412	79,944	3,545	259,634	2,988	55,965	193	21,129	3	107	7,141	416,778
茨城	479	136,955	6,489	445,697	1,362	42,620	255	23,985	2	129	8,587	649,386
栃木	263	60,009	3,235	222,963	774	26,193	10	2,955	7	277	4,289	312,396
群馬	273	46,878	3,425	193,829	1,764	36,857	204	20,405	-	-	5,666	297,970
埼玉	256	245,451	6,108	665,843	1,660	52,794	314	19,560	9	294	8,347	983,941
千葉	400	94,461	4,933	657,601	834	24,715	393	43,493	8	1,363	6,568	821,632
東京	123	149,240	2,033	306,523	180	5,438	30	17,628	-	-	2,366	478,828
神奈川	223	202,508	2,993	872,310	1,059	41,207	68	70,661	-	-	4,343	1,186,686
新潟	268	52,790	8,145	487,963	926	20,017	155	14,828	-	-	9,494	575,598
富山	273	31,940	3,740	308,289	558	24,614	146	14,357	9	223	4,726	379,424
石川	167	31,222	2,766	210,682	1,219	45,026	24	3,197	-	-	4,176	290,127
福井	240	42,566	2,153	150,835	860	14,173	71	3,544	-	-	3,324	211,117
山梨	151	43,482	2,959	116,507	1,041	16,164	157	6,747	-	-	4,308	182,900
長野	241	38,972	4,177	279,542	3,115	67,142	173	14,794	7	346	7,713	400,796
岐阜	217	159,752	4,288	218,885	1,215	36,408	10	1,318	-	-	5,730	416,363
静岡	354	60,505	4,991	369,030	719	24,054	74	10,477	9	457	6,147	464,523
愛知	274	235,098	5,163	659,024	866	25,314	99	4,248	43	22,826	6,445	946,509
三重	396	147,845	3,976	297,660	1,054	27,900	32	5,318	-	-	5,458	478,723
滋賀	200	76,484	4,203	240,850	589	14,605	111	6,063	-	-	5,103	338,001
京都	198	39,559	3,509	483,943	1,037	28,858	24	5,195	9	513	4,777	558,068
大阪	112	143,117	5,450	1,419,121	923	34,768	222	75,321	15	3,946	6,722	1,676,273
兵庫	322	434,844	7,694	965,096	1,968	84,901	447	60,233	36	2,733	10,467	1,547,807
奈良	273	105,801	2,317	181,303	1,841	58,506	26	6,133	-	-	4,457	351,743
和歌山	113	43,457	1,616	205,007	1,362	56,275	81	7,701	-	-	3,172	312,440
鳥取	315	62,475	1,254	105,744	1,798	47,351	28	2,938	-	-	3,395	218,508
島根	274	100,693	2,541	214,036	297	8,211	67	3,922	-	-	3,179	326,862
岡山	286	104,342	4,554	371,279	1,257	29,985	110	19,857	-	-	6,207	525,463
広島	415	181,340	4,280	502,393	883	29,898	11	1,723	17	5,784	5,606	721,139
山口	419	53,037	4,241	277,361	584	12,765	114	8,385	-	-	5,358	351,547
徳島	189	49,661	1,351	114,709	785	27,680	3	64	-	-	2,328	192,113
香川	229	23,134	2,079	123,487	839	22,725	21	5,543	-	-	3,168	174,889
愛媛	98	20,380	2,262	202,741	599	23,675	16	1,293	-	-	2,975	248,090
高知	139	90,409	1,509	139,007	700	20,712	10	10,158	-	-	2,358	260,286
福岡	101	128,495	4,731	911,585	2,077	99,794	259	23,403	26	8,830	7,194	1,172,107
佐賀	57	34,848	1,580	162,569	621	30,030	99	11,427	-	-	2,357	238,874
長崎	144	57,790	2,719	277,665	650	18,444	15	3,660	7	261	3,535	357,821
熊本	161	56,141	2,677	203,317	1,552	47,330	37	2,872	5	36	4,432	309,696
大分	107	23,375	2,217	146,418	176	6,440	-	-	-	-	2,500	176,232
宮崎	151	73,040	2,018	152,141	713	19,899	11	1,112	-	-	2,893	246,192
鹿児島	172	137,582	2,304	170,467	785	22,866	18	2,984	-	-	3,279	333,899
沖縄	244	99,574	1,479	151,680	853	24,967	54	3,148	-	-	2,630	279,369
合計	11,241	4,783,283	165,354	16,511,215	60,725	1,740,118	5,119	637,271	219	48,135	242,658	23,720,021

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(268件、67,115百万円)を含みます。
2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

(3)資金調達の状況

平成 28 年度における地方金融機構債の発行による調達総額は 9,757 億円（発行価額ベース。以下同じ。）であり、その内訳は 10 年債 2,400 億円、20 年債 1,300 億円、5 年債 350 億円、30 年債 200 億円、FLIP2,675 億円、MTN プログラム 2,832 億円（額面ベースでは 2,843 億円（ともに円換算後））となっております。なお、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行による調達額は 10 年債 1,915 億円、20 年債 2,325 億円となっております。

その他、長期借入による調達を 500 億円行っております。

また、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は 6,011 億円であり、その内訳は政府保証債 10 年債 2,400 億円、同 8 年債 1,201 億円、同 6 年債 2,008 億円、同 4 年債 402 億円となっております。

この結果、平成 28 年度末において機構債券の発行残高は、19 兆 9,639 億円、借入金の残高は 1,705 億円となっております。

なお、平成 28 年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

(注) FLIP (Flexible Issuance Program : 柔軟な起債運営)

FLIP は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

(注) MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

平成 28 年度債券発行状況

(地方金融機構債 (公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第83回	10年	200	0.090	100	H28.4.21	H38.4.28
第84回	10年	200	0.090	100	H28.5.24	H38.5.28
第85回	10年	200	0.080	100	H28.6.13	H38.6.26
第86回	10年	200	0.060	100	H28.7.22	H38.7.28
第87回	10年	200	0.125	100	H28.8.19	H38.8.28
第88回	10年	200	0.075	100	H28.9.20	H38.9.28
第89回	10年	200	0.075	100	H28.10.21	H38.10.28
第90回	10年	250	0.115	100	H28.11.25	H38.11.27
第91回	10年	200	0.155	100	H28.12.19	H38.12.28
第92回	10年	200	0.190	100	H29.1.24	H39.1.28
第93回	10年	150	0.240	100	H29.2.20	H39.2.26
第94回	10年	200	0.230	100	H29.3.21	H39.3.26
第51回	20年	200	0.377	100	H28.4.21	H48.4.28
第52回	20年	150	0.288	100	H28.6.13	H48.6.27
第53回	20年	150	0.180	100	H28.7.22	H48.7.28
第54回	20年	150	0.390	100	H28.9.20	H48.9.26
第55回	20年	150	0.443	100	H28.10.21	H48.10.28
第56回	20年	200	0.569	100	H28.12.19	H48.12.26
第57回	20年	150	0.645	100	H29.1.24	H49.1.28
第58回	20年	150	0.721	100	H29.3.21	H49.3.27
第19回	5年	200	0.020	100	H28.4.21	H33.4.28
第20回	5年	150	0.001	100	H28.10.21	H33.10.28
第2回	30年	100	0.569	100	H28.4.21	H58.4.27
第3回	30年	100	0.610	100	H28.10.21	H58.10.26
F311	3年	30	0.015	100	H28.4.27	H31.4.26
F312	5年	200	0.020	100	H28.4.27	H33.5.27
F313	6年	30	0.030	100	H28.4.27	H33.11.10
F314	6年	30	0.041	100	H28.4.27	H33.11.26
F315	6年	60	0.041	100	H28.4.27	H33.11.29

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F316	6年	30	0.041	100	H28.4.27	H33.11.30
F317	7年	200	0.068	100	H28.4.27	H35.3.20
F318	21年	30	0.321	100	H28.4.27	H49.4.28
F319	25年	30	0.385	100	H28.4.27	H53.3.19
F320	5年	150	0.020	100	H28.4.28	H33.2.26
F321	6年	30	0.036	100	H28.4.28	H33.11.19
F322	6年	30	0.041	100	H28.4.28	H33.11.26
F323	6年	30	0.041	100	H28.4.28	H33.11.29
F324	6年	30	0.041	100	H28.4.28	H33.11.30
F325	6年	60	0.030	100	H28.4.28	H34.4.28
F326	6年	30	0.010	100	H28.7.27	H34.2.15
F327	6年	30	0.009	100	H28.7.27	H34.2.25
F328	6年	30	0.009	100	H28.7.28	H34.2.28
F329	6年	30	0.010	100	H28.7.27	H34.7.27
F330	7年	30	0.025	100	H28.7.27	H35.7.27
F331	7年	30	0.025	100	H28.7.28	H35.7.28
F332	13年	30	0.081	100	H28.7.28	H41.2.20
F333	23年	30	0.183	100	H28.7.27	H51.7.28
F334	5年	50	0.001	100	H28.7.28	H33.8.27
F335	6年	50	0.023	100	H28.7.27	H34.2.28
F336	6年	50	0.023	100	H28.7.28	H34.2.28
F337	6年	30	0.023	100	H28.7.29	H34.2.28
F338	7年	200	0.044	100	H28.7.28	H35.6.20
F339	17年	60	0.130	100	H28.7.28	H45.2.28
F340	29年	30	0.232	100	H28.7.28	H58.1.26
F341	40年	100	0.485	100	H28.7.28	H68.7.28
F342	7年	200	0.050	100	H28.10.27	H35.10.27
F343	12年	30	0.115	100	H28.10.27	H40.10.27
F344	19年	30	0.404	100	H28.10.27	H48.3.19
F345	40年	30	0.779	100	H28.10.27	H68.10.27
F346	5年	150	0.001	100	H28.10.28	H33.11.26
F347	5年	75	0.001	100	H28.10.28	H34.1.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F348	11年	30	0.051	100	H28.10.31	H39.5.31
F349	19年	30	0.406	100	H28.10.31	H48.3.31
F350	29年	30	0.596	100	H28.10.28	H58.4.27
F351	40年	30	0.771	100	H28.10.28	H68.10.27
F352	9年	200	0.189	100	H29.1.27	H37.12.19
F353	15年	30	0.427	100	H29.1.27	H44.1.28
F354	21年	30	0.681	100	H29.1.27	H49.9.18

(注) 償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨 (mm)	円換算後 (億円) ※				
第53回	5年	USD 1,500	1,651	2.125	99.780	H28.4.13	H33.4.13
第54回	7年	USD 1,000	1,040	2.125	99.297	H28.10.25	H35.10.25
第55回	5年	USD 53	61	2.39	99.99	H29.1.30	H34.1.28
第56回	5年	AUD 106	92	3.04	99.99	H29.1.30	H34.1.28

(注) 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第75回	10年	200	0.100	100	H28.4.21	H38.4.21
A号第76回	10年	200	0.115	100	H28.5.26	H38.5.26
A号第77回	10年	200	0.105	100	H28.6.20	H38.6.19
A号第78回	10年	100	0.069	100	H28.7.22	H38.7.22
A号第79回	10年	100	0.105	100	H28.8.19	H38.8.19
A号第80回	10年	100	0.125	100	H28.9.20	H38.9.18
A号第81回	10年	100	0.105	100	H28.10.21	H38.10.21
A号第82回	10年	100	0.145	100	H28.11.25	H38.11.25
A号第83回	10年	100	0.185	100	H28.12.19	H38.12.18
A号第84回	10年	100	0.220	100	H29.1.24	H39.1.22
A号第85回	10年	100	0.270	100	H29.2.20	H39.2.19
A号第86回	10年	100	0.260	100	H29.3.28	H39.3.26
B号第6回	10年	20	0.100	100	H28.4.21	H38.4.21
B号第7回	10年	20	0.115	100	H28.5.26	H38.5.26
B号第8回	10年	25	0.105	100	H28.6.20	H38.6.19
B号第9回	10年	40	0.069	100	H28.7.22	H38.7.22
B号第10回	10年	55	0.105	100	H28.8.19	H38.8.19
B号第11回	10年	25	0.125	100	H28.9.20	H38.9.18
B号第12回	10年	20	0.105	100	H28.10.21	H38.10.21
B号第13回	10年	40	0.145	100	H28.11.25	H38.11.25
B号第14回	10年	25	0.185	100	H28.12.19	H38.12.18
B号第15回	10年	60	0.220	100	H29.1.24	H39.1.22
B号第16回	10年	50	0.270	100	H29.2.20	H39.2.19
B号第17回	10年	35	0.260	100	H29.3.28	H39.3.26
C号第6回	20年	45	0.382	100	H28.4.21	H48.4.21
C号第7回	20年	45	0.338	100	H28.5.26	H48.5.26
C号第8回	20年	50	0.293	100	H28.6.20	H48.6.20
C号第9回	20年	121	0.190	100	H28.7.22	H48.7.22
C号第10回	20年	89	0.432	100	H28.8.19	H48.8.19
C号第11回	20年	45	0.453	100	H28.9.20	H48.9.19
C号第12回	20年	40	0.463	100	H28.10.19	H48.10.17

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第13回	20年	65	0.493	100	H28.11.25	H48.11.25
C号第14回	20年	49	0.589	100	H28.12.16	H48.12.16
C号第15回	20年	146	0.665	100	H29.1.24	H49.1.23
C号第16回	20年	75	0.778	100	H29.2.20	H49.2.20
C号第17回	20年	55	0.741	100	H29.3.28	H49.3.27
D号第1回	20年	200	0.382	100	H28.4.21	H48.4.21
D号第2回	20年	200	0.338	100	H28.5.26	H48.5.26
D号第3回	20年	200	0.293	100	H28.6.20	H48.6.20
D号第4回	20年	100	0.190	100	H28.7.22	H48.7.22
D号第5回	20年	100	0.432	100	H28.8.19	H48.8.19
D号第6回	20年	100	0.453	100	H28.9.20	H48.9.19
D号第7回	20年	100	0.463	100	H28.10.19	H48.10.17
D号第8回	20年	100	0.493	100	H28.11.25	H48.11.25
D号第9回	20年	100	0.589	100	H28.12.16	H48.12.16
D号第10回	20年	100	0.665	100	H29.1.24	H49.1.23
D号第11回	20年	100	0.778	100	H29.2.20	H49.2.20
D号第12回	20年	100	0.741	100	H29.3.28	H49.3.27

(注) A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第83回	10年	200	0.020	100	H28.4.18	H38.4.17
第84回	10年	200	0.020	100	H28.5.23	H38.5.22
第85回	10年	200	0.010	100	H28.6.15	H38.6.15
第86回	10年	200	0.005	100	H28.7.19	H38.7.17
第87回	10年	200	0.010	100	H28.8.16	H38.8.14
第88回	10年	200	0.010	100	H28.9.14	H38.9.14
第89回	10年	200	0.005	100	H28.10.18	H38.10.16
第90回	10年	200	0.005	100	H28.11.21	H38.11.20
第91回	10年	200	0.085	100	H28.12.14	H38.12.14
第92回	10年	200	0.115	100	H29.1.19	H39.1.19
第93回	10年	200	0.174	100	H29.2.15	H39.2.15
第94回	10年	200	0.145	100	H29.3.15	H39.3.15
第6回	8年	600	0.001	100.18	H28.9.27	H36.9.27
第7回	8年	600	0.095	100	H29.2.24	H37.2.24
第18回	6年	700	0.001	100.32	H28.5.30	H34.5.30
第19回	6年	700	0.001	100.62	H28.7.29	H34.7.29
第20回	6年	600	0.001	100.30	H28.10.28	H34.10.28
第7回	4年	400	0.001	100.40	H28.6.30	H32.6.30

(注) 政府保証国内債の実績は額面ベースで記載しています。

償還方法：満期一括償還

平成 28 年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (平成年月日)
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	250	0.114	29.9.19
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,205	1,455	0.55	30.9.26 ～38.2.27

(注) 償還方法：満期一括返済

2【対処すべき課題】

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

(2) 地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

(3) 資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

これを踏まえた、平成29年度事業実施方針並びに平成29年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりです。

①平成29年度事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体における民間金融機関等からの資金調達等に関し積極的に支援し、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関としてその使命を十分に果たすことを目指す。

I 平成 29 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興に向けた地方公共団体の取組を支援するとともに、地方公共団体が緊急に取り組む防災・減災等の事業を引き続き推進する。

2. 平成 29 年度貸付計画の概要

平成 29 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 18,064 億円、東日本大震災分 53 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、17,400 億円を計上する（平成 28 年度貸付計画額 16,900 億円から 500 億円、3.0%の増。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業債、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債、緊急防災・減災事業債及び公共施設等適正管理推進事業債、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債、全国防災事業債、学校教育施設等整備事業債、社会福祉施設整備事業債及び一般廃棄物処理事業債の事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

また、貸付条件の多様化を踏まえ、適切な資金調達手法を選択できるよう、相談・助言機能の充実を図る。

4. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

5. 被災繰上償還のための借換債

旧公営企業金融公庫資金及び機構資金によって取得した施設が東日本大震災等により滅失し繰上償還を行う場合、その財源に充てるために起こされる被災施設借換債に機構資金の貸付けを行う（民間等資金により難い事情がある場合に限る）。

(表1)

平成29年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		区分	平成29年度	平成28年度	差引	増減率	【参考】
			計画額 (A)	計画額 (B)	(A) - (B) = C	(C) / (B) × 100	平成29年度 地方債 計画計上額
一般 会 計 債	公共事業等		863	545	318	58.3	446
	公営住宅事業		176	165	11	6.7	164
	全国防災事業		106	239	△133	△55.6	-
	学校教育施設等整備事業		176	95	81	85.3	87
	社会福祉施設整備事業		151	144	7	4.9	143
	一般廃棄物処理事業		167	148	19	12.8	85
	一般事業		78	77	1	1.3	109
	地域活性化事業		94	74	20	27.0	108
	防災対策事業		140	143	△3	△2.1	136
	地方道路等整備事業		298	384	△86	△22.4	319
	合併特例事業		705	918	△213	△23.2	965
	緊急防災・減災事業		1,504	1,527	△23	△1.5	1,678
	公共施設等適正管理推進事業		371	55	316	574.5	778
	計		4,829	4,514	315	7.0	5,018
臨時財政対策債			5,734	5,879	△145	△2.5	5,744
(一般会計債等分 計)			10,563	10,393	170	1.6	10,762
公 営 企 業 債	水道事業(上水道)		1,499	1,488	11	0.7	1,591
	水道事業(簡易水道)		224	197	27	13.7	238
	交通事業(一般交通)		13	10	3	30.0	14
	交通事業(都市高速鉄道)		249	250	△1	△0.4	281
	病院事業		1,271	1,265	6	0.5	1,441
	下水道事業		3,257	2,957	300	10.1	3,482
	工業用水道事業		101	82	19	23.2	104
	電気事業		43	44	△1	△2.3	52
	ガス事業		28	29	△1	△3.4	34
	介護サービス事業		31	14	17	121.4	35
	市場事業		80	113	△33	△29.2	42
	と畜場事業		10	18	△8	△44.4	5
	駐車場事業		1	1	0	0.0	0
	小計		6,807	6,468	339	5.2	7,319
港湾整備事業		22	31	△9	△29.0	29	
観光施設事業・産業廃棄物処理事業		8	4	4	100.0	7	
小計		30	35	△5	△14.3	36	
計		6,837	6,503	334	45.1	7,355	
被災施設借換債			-	4	△4	皆減	-
計			17,400	16,900	500	3.0	18,117 (前年度比 △0.2%)

- 注1) 事業等名は、平成29年度地方債計画に基づき区分した。
- 注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
- 注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計193億円を計上した。
- 注4) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

Ⅱ 平成 29 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体にに対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信託を維持しながら資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策によりこれまでにない低金利の状況が継続する中、投資家の需要など市場環境が大きく変化し、国内外の政治・経済情勢も不透明であることを踏まえ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として 5 年債、10 年債、20 年債、30 年債を発行するとともに、引き続き FLIP (Flexible Issuance Program) による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

長期借入については、資金調達手段の多様化の一環として引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、引き続き市場の動向に応じて、より一層機動的な資金調達に努める。

(注) スポット債

スポット債とは、5 年、10 年、20 年及び 30 年という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により発行する債券です。

③ 多様な市場における債券発行

JFM ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的な IR の実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施する。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、各四半期が始まる 1 月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成 29 年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成 29 年度においては、表 2 のとおり公募債を 8,400 億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を 5,000 億円発行するほか、長期借入を 100 億円行う予定である。

(2) 公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成 29 年度においては、公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を国に納付するために必要な資金について、政府保証債の発行により確保することも踏まえ、表 2 のとおり 7,650 億円を発行する予定である。

平成29年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成29年度	平成28年度
国内債	5,500億円	6,000億円
10年債	2,100億円	2,400億円
20年債	1,000億円	1,200億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
FLIP	2,000億円	2,000億円
国外債	2,000億円	2,200億円
フレックス枠	900億円	1,300億円
計	8,400億円	9,500億円

- ※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。
- ※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入等の増額等に活用する。
- ※ 平成28年度については、当初計画額を計上（以下、同じ）。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成29年度	平成28年度
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,500億円
20年債	1,500億円	1,500億円
地共済引受債	2,000億円	1,200億円
10年債	800億円	400億円
20年債	1,200億円	800億円
計	5,000億円	4,200億円

- ※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

平成29年度	平成28年度
100億円	300億円

- ※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	平成 29 年度	平成 28 年度
10 年債	6,050 億円	2,400 億円
8 年債	—	1,200 億円
6 年債	—	2,000 億円
4 年債	1,600 億円	400 億円
計	7,650 億円	6,000 億円

Ⅲ 平成 29 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

2. 平成 29 年度地方支援業務の概要

拡大・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、引き続き、人材育成、実務支援、調査研究、情報発信の 4 つを業務の柱として実施する。

平成 29 年度は、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度に係る統一的な基準導入に係る支援や自治体財政に関するテーマを題材とした JFM 地方自治体財政セミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化に資する新たな調査研究を実施する。

(1) 人材育成

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施する。

① JFM 地方自治体財政セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上を図る。

② 各種研修会

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修等の集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施する。

③ 出前講座

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を実施する。

④ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識に資する教材をホームページを通じて提供する。

(2) 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する外部有識者等の専門家が、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

① 財政運営や資金調達に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

② 地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援のための専門家の派遣

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援する。

③ 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成の支援

地方公共団体の経営改善を促進するため、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計の整備が進められていることから、地方公共団体情報システム機構と連携した共通のソフトウェアの地方公共団体への提供や、都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、統一的な基準に基づく財務書類等の作成を行う地方公共団体を支援する。

(3) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地方金融に関する総合的な研究を実施し、その成果を地方公共団体へ還元する。

① 地方財政に関する調査研究（総務省等との共同研究）

総務省が各公営企業に対して平成 32 年度までに策定を要請している経営戦略について、各団体の策定作業を加速化させるための方策など、地方の財政運営に関する調査研究を総務省等と共同で実施する。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体に対する貸付等、地域金融機関の動向・課題等の調査研究や銀行からの借入等に関する調査等を実施する。

③ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方公共団体の資金調達の仕組みと現状について、その背景にある地方債制度、地方財政制度や海外の地方金融公社等の経営状況の最新動向とともに調査研究を実施する。

(4) 情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる経済・金融データ、金融知識、取組事例等を提供する。

IV 平成 29 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からの ALM を実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM 委員会において ALM 運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALM の内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の業務全体に係る財務情報を集約した財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 平成 29 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 平成 29 年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対して OJT 研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

②平成29年度事業計画

- 1 平成29年度における貸付金は、1,740,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 平成29年度における貸付回収金は、1,680,736百万円を予定している。
- 3 平成29年度における資金調達は、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,340,000百万円、長期借入10,000百万円、政府保証債の発行765,000百万円、合計2,115,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 平成29年度における債券償還金及び長期借入償還金は、1,823,825百万円を予定している。
- 5 平成29年度における地方公共団体の資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題について必要な支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報発信の実施を予定している。
- 6 平成29年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,220百万円を予定している。

(別紙1)

平成29年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	863
公営住宅事業	176
全国防災事業	106
学校教育施設等整備事業	176
社会福祉施設整備事業	151
一般廃棄物処理事業	167
一般事業	78
地域活性化事業	94
防災対策事業	140
地方道路等整備事業	298
合併特例事業	705
緊急防災・減災事業	1,504
公共施設等適正管理推進事業	371
計	4,829
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,499
水道事業（簡易水道）	224
交通事業（一般交通）	13
交通事業（都市高速鉄道）	249
病院事業	1,271
下水道事業	3,257
工業用水道事業	101
電気事業	43
ガス事業	28
介護サービス事業	31
市場事業	80
と畜場事業	10
駐車場事業	1
港湾整備事業	22
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	8
計	6,837
臨時財政対策債	5,734
合計	17,400

注) 上記のほか、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。

平成29年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成29年度
国内債	5,500億円
10年債	2,100億円
20年債	1,000億円
5年債	200億円
30年債	200億円
FLIP	2,000億円
国外債	2,000億円
フレックス枠	900億円
計	8,400億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等による引受けによる債券

債券の種類	平成29年度
地共連引受債	3,000億円
10年債	1,500億円
20年債	1,500億円
地共済引受債	2,000億円
10年債	800億円
20年債	1,200億円
計	5,000億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

平成29年度
100億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	平成29年度
10年債	6,050億円
4年債	1,600億円
計	7,650億円

③平成29年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,159,678
貸付金	1,740,000
債券償還金	1,798,825
長期借入償還金	25,000
事業損金	195,291
事務費	2,589
支払利息	187,996
債券発行費	4,399
元利金支払手数料	306
固定資産取得費	562
国庫納付金	400,000
その他	1
資金収入合計	4,142,031
貸付回収金	1,680,736
地方公共団体金融機構債券	2,105,000
借入金	10,000
事業益金	342,665
公営競技納付金	2,900
雑収入	730
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△17,647
前期末現金預け金等	1,108,795
期末現金預け金等	1,091,148

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成29年度予算

平成29年度の予算は、次のとおりである。

1. 予算総則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,452,500百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 平成29年度 予定損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	345,527
資金運用収益	342,517
貸付金利息	341,897
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	621
役務取引等収益	98
その他経常収益	2,912
地方公共団体健全化基金受入額	2,900
その他の経常収益	12
経常費用	195,976
資金調達費用	187,977
債券利息	187,382
借入金利息	594
役務取引等費用	284
その他業務費用	4,074
営業経費	3,642
人件費	907
業務費	1,502
その他の営業経費	1,233
経常利益	149,551
特別利益	626,486
公庫債権金利変動準備金取崩額	620,000
利差補てん積立金取崩額	6,486
特別損失	752,625
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	132,625
国庫納付金	400,000
当期純利益	23,412

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成29年度 予定貸借対照表
(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,789,522	債券	20,262,920
有価証券及び現金預け金	1,091,148	借入金	155,500
金融商品等差入担保金	11,177	金融商品等受入担保金	190,269
その他資産	9,068	その他負債	6,080
有形固定資産及び無形固定資産	4,051	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	3,104,942
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	870,414
		利差補てん積立金	34,528
		負債の部合計	24,639,999
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	188,313
		一般勘定積立金	188,313
		評価・換算差額等	6,385
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	264,966
資産の部合計	24,904,965	負債及び純資産の部合計	24,904,965

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画（平成29年度～平成31年度）

(単位：億円)

科 目	29年度計画	30年度計画	31年度計画
経常収益	3,460	3,180	2,990
経常費用	1,960	1,810	1,750
経常利益	1,500	1,370	1,240
特別損益	△1,260	△1,180	△1,040
当期純利益	230	190	200

- (注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。
2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

なお、当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で23兆7,200億円となっておりますが、そのうち0.2%程度の481億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.03%未満となっております。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発

行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- ・なお、法附則第14条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間で総額6,000億円以内、平成29年度から平成31年度までの3年間で、新たに総額8,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

(参考) 平成28年度末

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション	8.53年
	・負債（債券等）デュレーション	7.34年
	・デュレーションギャップ	1.19年（前年同期比△0.11年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション	5.87年
	・負債（債券）デュレーション	4.44年
	・デュレーションギャップ	1.43年（前年同期比△0.24年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション	7.37年
	・負債（債券等）デュレーション	6.01年
	・デュレーションギャップ	1.36年（前年同期比△0.20年）

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも

著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっての会計基準は、「第5【経理の状況】（1）【財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

（当事業年度の損益状況）

経常収益は3,764億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益3,727億円です。また、経常費用は2,162億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用2,088億円です。

この結果、経常利益は1,602億円となりました。

これに、金利変動準備金への繰入れ及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額4,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額73億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,396億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金2,000億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は278億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆7,862億円、負債の部につきましては、債券等の24兆5,451億円、純資産の部につきましては、地方公共団体出資金等2,410億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,772億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは687億円の増、財務活動によるキャッシュ・フローは1,964億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は8,612億円となりました。

(自己査定結果)

当機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりです。

・平成 28 年度末自己査定結果

自己査定による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	(単位：百万円) 銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0	破産更生債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0		延滞債権 0
破綻懸念先 0	危険債権 0	
0	要管理債権 0	3 カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 0
要注意先 5,658(0.02%)		
正常先 42,500(0.18%)	正常債権 23,730,517 (100.00%)	
非区分 (地方公共団体) 23,682,358 (99.80%)		
総計 23,730,517	総計 23,730,517	総計 0

- (注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金です。(金額は平成 28 年度末)
2. () 内の数値は総計に対する構成比です。
3. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

・健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）の健全化判断比率（平成 27 年度決算ベース）に基づき、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高を分類

（単位：百万円）

団体区分	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生団体	1	0.05%	6,053	0.03%
財政健全化団体	0	0.00%	0	0.00%
その他の団体	1,782	83.12%	23,028,561	97.28%
都道府県及び市区町村合計 (A)	1,783	83.16%	23,034,615	97.31%
一部事務組合等 (B)	361	16.84%	637,271	2.69%
計 (A+B)	2,144	100.00%	23,671,886	100.00%

(注) 1. 貸付残高の数値は、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高（公営企業債を含む。）であり、地方道路公社に係る残高は含んでおりません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には未収利息が含まれていることによります。

2. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。

3. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。

4. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当機構では、当事業年度において次の設備を取得しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	274

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

法人名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	ソフト ウェア	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	主たる事 務所等	東京都千代 田区ほか	事務室等 ・社宅	3,726	1,659	773	170	1,473	4,075	91

(注) 1. 動産には、機械器具備品、車両運搬具、リース資産を含んでおります。

2. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設

記載すべき重要な設備の新設計画はありません。

(2) 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却等はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(平成29年3月31日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	814	9,197,800
町村等	928	1,037,300
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

(平成29年3月31日現在)

役員	氏名	就任年月日	経歴
理事長	瀧野 欣彌	平成27年10月1日 任期： 平成27年10月1日～ 平成29年7月31日	昭和46年7月 自治省入省 平成19年7月 総務事務次官 平成21年9月 内閣官房副長官 平成24年10月 (財)地方財務協会理事長※平成25年度より(一財) 平成26年10月 地方公共団体金融機構副理事長 平成27年10月 地方公共団体金融機構理事長
副理事長	遠藤 寛	平成27年10月1日 任期： 平成27年10月1日～ 平成29年9月30日	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成19年12月 みずほ証券株式会社常務執行役員兼みずほインターナショナル会長 平成21年4月 みずほ証券株式会社取締役副社長 平成23年4月 (公財)日本国際問題研究所専務理事兼事務局長 平成25年3月 東京ベイヒルトン株式会社取締役社長 平成27年10月 地方公共団体金融機構副理事長
理事	杉村 栄一	平成28年10月1日 任期： 平成28年10月1日～ 平成30年9月30日	昭和47年8月 東京都入都 平成6年4月 大塚病院事務局庶務課長 平成12年4月 多摩都市整備本部管理部総務課長 平成22年5月 東京都福祉保健局長 平成24年8月 (社福)東京都社会福祉事業団理事長 平成26年10月 地方公共団体金融機構理事
理事	成田 康郎	平成28年10月1日 任期： 平成28年10月1日～ 平成30年9月30日	昭和59年4月 大蔵省入省 平成16年7月 国立大学法人長崎大学教授(経済学部) 平成20年7月 内閣官房内閣参事官 平成22年7月 財務省財務総合政策研究所研究部長 平成24年7月 アジア開発銀行研究所総務部長 平成27年7月 地方公共団体金融機構理事
理事 (非常勤)	吉武 準一	平成28年10月1日 任期： 平成28年10月1日～ 平成30年9月30日	昭和51年4月 神戸市入庁 平成13年4月 神戸市企画調整局参事 平成20年4月 神戸市産業振興局長 平成22年4月 神戸市交通事業管理者 平成24年5月 神戸新交通株式会社代表取締役社長 平成26年10月 地方公共団体金融機構理事(非常勤)

監事	加藤 光一	平成28年10月1日 任期： 平成28年10月1日 ～ 平成30年9月30日	昭和58年4月 運輸省入省 平成20年7月 国土交通省海事局船舶産業課国際業務室長 平成23年9月 国土交通省海事局安全・環境政策課長 平成25年7月 国土交通省海事局安全政策課長 平成27年7月 国土交通省大臣官房技術審議官（海事局担当） 平成28年6月 地方公共団体金融機構監事
監事 (非常勤)	浜川 雅春	平成28年8月1日 任期： 平成28年8月1日 ～ 平成30年7月31日	昭和44年7月 株式会社東京銀行入行 平成12年6月 株式会社東京三菱銀行常務取締役 平成16年6月 兼松株式会社代表取締役副社長 平成19年6月 兼松株式会社代表取締役会長 平成24年8月 地方公共団体金融機構監事（非常勤）

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切ナリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

①機構の機関の内容及び財務報告に係る内部統制の状況等

イ. 機構の機関の基本説明

(代表者会議)

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況報告を求めたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、平成29年3月31日現在の代表者会議委員は次のとおりです。

(地方公共団体の代表者)

井戸 敏三（兵庫県知事）（議長）

松浦 正人（山口県防府市長）

藤原 忠彦（長野県川上村長）

(外部の学識経験者)

小幡 純子（上智大学法科大学院教授）

神野 直彦（東京大学名誉教授）

角廣 勲（株式会社広島銀行代表取締役会長）

(経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができるとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、平成29年3月31日現在の経営審議委員会委員は次のとおりです。

林 宜嗣（関西学院大学教授）（委員長）

鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授）

- 勢一 智子 (西南学院大学教授)
- 米田 保晴 (信州大学名誉教授)
- 玉沖 仁美 (株式会社紡代表取締役)
- 小松 俊樹 (株式会社時事通信社取締役)

(会計監査人)

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達が可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要です。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務付けられております。

(役員)

当機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

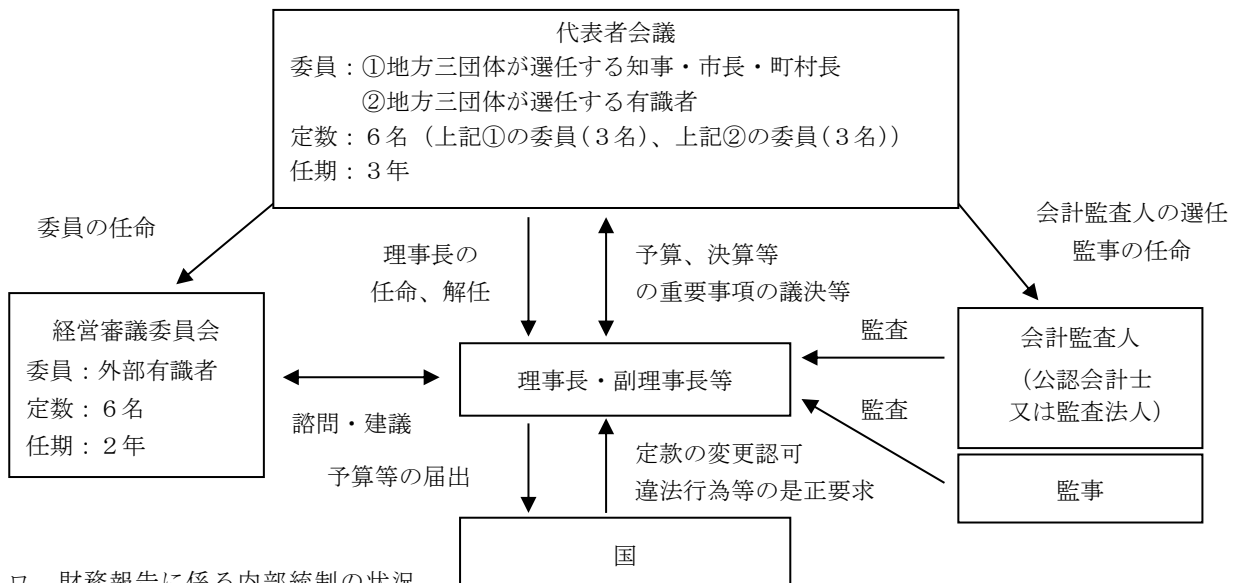
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第21条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第5条第2項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、機構法附則第9条第1項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。



ロ. 財務報告に係る内部統制の状況

当機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」に基づく内部統制報告制度を実施しております。

具体的には、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備及び運用を行い、その評価を実施し、その結果を、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書にま

とめ、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しております。

なお、平成 28 年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しており、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見（財務会計省令第 32 条第 5 項第 1 号の無限定適正意見）を得ております。

ハ．内部監査及び監事監査の状況

（内部監査）

当機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、内部監査を実施しております。

検査役は内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告しております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

（監事監査）

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第 18 条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

（コンプライアンス）

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

- ・役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、当機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っております。

ニ．会計監査の状況

当機構の会計監査業務を執行した公認会計士は、岡村俊克氏、深田豊大氏及び秋山修一郎氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員 7 年（筆頭業務執行社員については、5 年）を超えておりません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 8 名、その他 19 名です。

②リスク管理体制の整備の状況

（統合的リスク管理とリスク管理体制）

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク

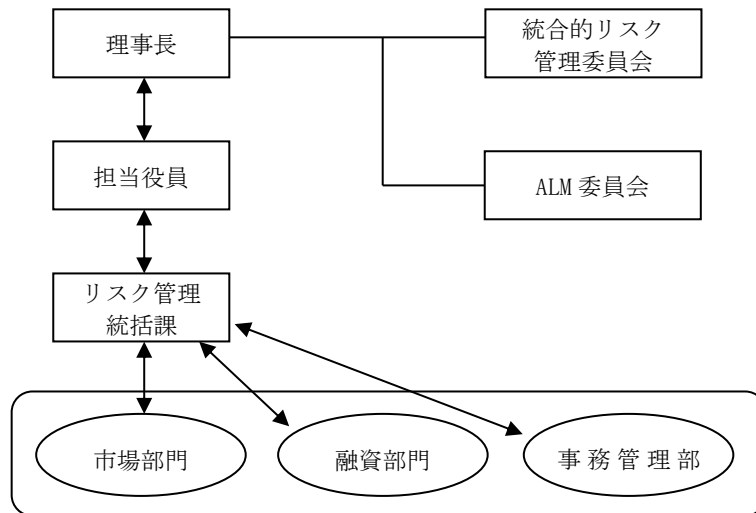
管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理)

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



③役員報酬の内容

当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、98 百万円です。

(2) 監査報酬の内容等

①監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当機構	23	—	23	—

(注) 消費税及び地方消費税を除く。

②その他重要な報酬の内容

記載すべき内容はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】① 【貸借対照表】

科目	注記 番号	前事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,664,512	96.03	23,720,021	96.70
有価証券		235,000	0.95	166,000	0.67
現金預け金		711,611	2.89	861,226	3.47
金融商品等差入担保金		16,277	0.07	24,327	0.10
その他資産		11,550	0.05	10,616	0.04
有形固定資産	1	2,720	0.01	2,602	0.01
無形固定資産		1,700	0.01	1,473	0.01
資産の部合計	3	24,643,371	100.00	24,786,267	100.00
(負債の部)					
債券		19,799,634	80.34	19,955,593	80.51
借入金		120,500	0.49	170,500	0.69
金融商品等受入担保金		129,509	0.53	111,159	0.45
その他負債		10,345	0.04	8,379	0.03
賞与引当金		52	0.00	55	0.00
役員賞与引当金		7	0.00	8	0.00
退職給付引当金		33	0.00	45	0.00
役員退職慰労引当金		9	0.00	17	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.73	920,287	3.71
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.73	920,287	3.71
特別法上の準備金等	4	3,446,803	13.99	3,379,138	13.63
金利変動準備金		1,760,000	7.14	1,980,000	7.99
公庫債権金利変動準備金		1,638,462	6.65	1,358,120	5.48
利差補てん積立金		48,341	0.20	41,017	0.17
負債の部合計		24,427,184	99.12	24,545,185	99.03
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		137,900	0.56	165,779	0.67
一般勘定積立金		137,900	0.56	165,779	0.67
評価・換算差額等		8,018	0.03	5,035	0.02
繰延ヘッジ損益		8,018	0.03	5,035	0.02
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	53,666	0.22
純資産の部合計		216,187	0.88	241,082	0.97
負債及び純資産の部合計		24,643,371	100.00	24,786,267	100.00

② 【損益計算書】

科目	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		407,972	100.00	376,497	100.00
資金運用収益		404,858		372,787	
役務取引等収益		108		103	
その他業務収益		0		36	
その他経常収益		3,005		3,569	
地方公共団体健全化基金受入額		2,993		3,557	
その他の経常収益		12		12	
経常費用		239,039	58.59	216,284	57.45
資金調達費用		230,505		208,872	
役務取引等費用		324		313	
その他業務費用		4,405		3,874	
営業経費		3,803		3,223	
経常利益		168,933	41.41	160,213	42.55
特別利益		528,211	129.47	427,323	113.50
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	520,000		420,000	
利差補てん積立金取崩額		8,211		7,323	
特別損失		666,947	163.48	559,658	148.65
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		146,947		139,658	
国庫納付金	2	300,000		200,000	
当期純利益	1	30,197	7.40	27,878	7.40

③ 【純資産変動計算書】

科目	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本			
地方公共団体出資金			
当期首残高		16,602	16,602
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		16,602	16,602
利益剰余金			
一般勘定積立金			
当期首残高		107,703	137,900
当期変動額			
当期純利益		30,197	27,878
当期変動額合計		30,197	27,878
当期末残高		137,900	165,779
利益剰余金合計			
当期首残高		107,703	137,900
当期変動額			
当期純利益		30,197	27,878
当期変動額合計		30,197	27,878
当期末残高		137,900	165,779
出資者資本合計			
当期首残高		124,305	154,502
当期変動額			
当期純利益		30,197	27,878
当期変動額合計		30,197	27,878
当期末残高		154,502	182,381
評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益			
当期首残高		△4,482	8,018
当期変動額			
当期純利益			
出資者資本以外の項目の当期変動額(純額)		12,500	△2,983
当期変動額合計		12,500	△2,983
当期末残高		8,018	5,035
管理勘定利益積立金			
当期首残高		53,666	53,666
当期変動額			
当期純利益		—	—
当期変動額合計		—	—
当期末残高		53,666	53,666

科目	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
純資産合計			
当期首残高		173,489	216,187
当期変動額			
当期純利益		30,197	27,878
出資者資本以外の項目の当期変動額(純額)		12,500	△2,983
当期変動額合計		42,697	24,894
当期末残高		216,187	241,082

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31 日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31 日)
科目	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		30,197	27,878
減価償却費		564	619
資金運用収益		△404,858	△372,787
資金調達費用		230,505	208,872
賞与引当金の増加額		2	2
役員賞与引当金の増加額		0	0
退職給付引当金の増加額 (△は減少額)		△8	11
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		△13	8
地方公共団体健全化基金の減少額		△2,993	△3,557
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額		△73,052	△80,341
利差補てん積立金の減少額		△8,211	△7,323
貸付金の純増(△)減		△226,882	△55,509
債券の純増減(△)		254,060	153,549
借入金の純増減(△)		35,000	50,000
資金運用による収入		405,693	373,725
資金調達による支出		△229,067	△208,543
その他		△56,171	△29,336
営業活動によるキャッシュ・フロー		174,764	277,268
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		2,756,000	585,400
有価証券の取得による支出		△2,321,000	△516,400
有形固定資産の取得による支出		△10	△2
無形固定資産の取得による支出		△347	△208
投資活動によるキャッシュ・フロー		434,642	68,789
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△300,000	△200,000
公営競技納付金による収入		2,993	3,557
財務活動によるキャッシュ・フロー		△297,006	△196,442
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		312,400	149,615
VI 現金及び現金同等物の期首残高		399,211	711,611
VII 現金及び現金同等物の期末残高		711,611	861,226

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び長期借入金 [2] ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 [3] ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。</p>	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。</p>

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	<p>法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。</p>	同左
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	<p>金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左
11. 利差補てん積立金の会計処理	<p>公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	同左

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

追加情報

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
国庫納付について	平成27年度から平成29年度までの3年間に、総額6,000億円以内で、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成28年度においては「平成28年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成28年総務省・財務省令第1号)に基づき、同準備金2,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております(平成27年度は3,000億円)。	法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成27年度から平成29年度までの3年間で、総額6,000億円以内を国に帰属させることに加え、平成29年度から平成31年度までの3年間で、新たに総額8,000億円以内を国に帰属させることとなり、平成29年度においては「平成29年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成29年総務省・財務省令第2号)に基づき、同準備金4,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております(平成28年度は2,000億円)。

注記事項等

(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1. 有形固定資産 の減価償却累 計額	516 百万円	634 百万円
2. 貸付金	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上していません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上していません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。</p> <p>延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。</p> <p>3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。</p>
3. 担保提供資産	<p>法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,799,634百万円の一般担保に供しております。</p>	<p>法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,955,593百万円の一般担保に供しております。</p>
4. 特別法上の準備金等	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものであります。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。</p>	<p>(1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。</p> <p>(2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。</p> <p>(3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。</p>

(損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1. 当期純利益の勘定別内訳	一般勘定 30,197百万円 管理勘定 一百万円	一般勘定 27,878百万円 管理勘定 一百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	平成27年度から平成29年度までの3年間に、総額6,000億円以内で、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとなり、平成27年度においては「平成27年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成27年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、同準備金3,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	平成28年度においては「平成28年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成28年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金2,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。

(金融商品関係)

I 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、地方公共団体に対し、最長40年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄っており、貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対し、最長40年で貸付けを行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、平成27年度から平成29年度までの3年間で、法附則第14条の規定に基づき、総額6,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金であります。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するもの

としております。)をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 28 年 3 月 31 日現在、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	25.1% (+2.7%)	△713,370 (△134,394)	△2,164,845 (△309,036)	1,451,475 (+174,641)	2,842,808 (+262,697)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 28 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 28 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 28 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 30,276 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 30,676 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、バーゼルⅢの流動性規制を踏まえ、本来規制の対象外である機構においても、その自主的な取組みとして流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,664,512	23,360,218	2,695,705
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	235,000	235,000	-
(3) 現金預け金	711,611	711,611	-
(4) 金融商品等差入担保金	16,277	16,277	-
資産計	24,627,400	27,323,106	2,695,705
(1) 債券	19,799,634	20,984,649	1,185,014
(2) 借入金	120,500	124,017	3,517
(3) 金融商品等受入担保金	129,509	129,509	-
負債計	20,049,644	21,238,176	1,188,532
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成28年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	譲渡性預金	235,000	235,000	-
	小計	235,000	235,000	-
合計		235,000	235,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワ

ップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	75,000	75,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,302,474	1,302,474	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	173,000	-	※2	
合計			1,550,474	1,377,474	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,667,182	1,669,864	1,679,686	1,665,312	1,623,644
有価証券 満期保有目的のもの	235,000	-	-	-	-
預け金	711,611	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,749,347	6,987,580	1,615,733	6,159
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,847,228	1,773,824	1,804,268	2,055,327	1,896,753
借入金	-	25,000	30,000	10,000	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,955,991	2,292,940	174,000	10,000
借入金	55,500	-	-	-

II 当事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

- a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした

債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの3年間で総額6,000億円以内、平成29年度から平成31年度までの3年間で、新たに総額8,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を

設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 29 年 3 月 31 日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	22.5% (△2.6%)	△694,839 (+18,531)	△2,222,001 (△57,156)	1,527,162 (+75,687)	3,087,703 (+244,894)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 29 年 3 月 31 日現在の国債レートを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 29 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を

ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 29 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 23,175 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 23,473 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,720,021	25,765,279	2,045,257
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	166,000	166,000	-
(3) 現金預け金	861,226	861,226	-
(4) 金融商品等差入担保金	24,327	24,327	-
資産計	24,771,575	26,816,832	2,045,257
(1) 債券	19,955,593	20,859,021	903,427
(2) 借入金	170,500	173,095	2,595
(3) 金融商品等受入担保金	111,159	111,159	-
負債計	20,237,252	21,143,276	906,023
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成29年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	譲渡性預金	166,000	166,000	-
	小計	166,000	166,000	-
合計		166,000	166,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	55,000	55,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,519,932	1,519,932	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	210,000	-	※2	
合計			1,784,932	1,574,932	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,685,559	1,713,372	1,726,862	1,701,612	1,643,242
有価証券 満期保有目的のもの	166,000	-	-	-	-
預け金	861,226	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,694,321	6,892,616	1,646,741	15,694
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,773,824	1,804,268	2,058,327	1,951,753	2,185,072
借入金	25,000	80,000	10,000	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,459,855	2,556,270	148,500	26,000
借入金	55,500	-	-	-

(有価証券関係)

I 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	235,000	235,000	-	-	-

(注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	166,000	166,000	-	-	-

(注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(デリバティブ取引関係)

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
取引の状況に関する事項	<p>1. 取引の内容</p> <p>当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的</p> <p>金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>[1] ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び長期借入金</p> <p>[2] ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券</p> <p>[3] ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。</p> <p>また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p>	<p>1. 取引の内容</p> <p>当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的</p> <p>金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。</p> <p>金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。</p> <p>ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p> <p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。</p> <p>また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>

(退職給付関係)

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)																																																				
1. 採用している退職給付制度の概要	当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	同左																																																				
2. 確定給付型の制度	<p>(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table data-bbox="542 560 957 806"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>41 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>3 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>3 百万円</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td><u>7 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>33 百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <table data-bbox="542 940 957 1366"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>291 百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td><u>△287 百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td><u>30 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>33 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td><u>33 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>33 百万円</u></td> </tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益</p> <table data-bbox="542 1433 957 1500"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>3 百万円</td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	41 百万円	退職給付費用	3 百万円	退職給付の支払額	3 百万円	制度への拠出額	<u>7 百万円</u>	期末における退職給付引当金	<u>33 百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	291 百万円	年金資産	<u>△287 百万円</u>		3 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>30 百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>33 百万円</u>	退職給付引当金	<u>33 百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>33 百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	3 百万円	<p>(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table data-bbox="1037 560 1452 806"> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>33 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>19 百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>制度への拠出額</td> <td><u>8 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>45 百万円</u></td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表</p> <table data-bbox="1037 940 1452 1366"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td> <td>298 百万円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td><u>△288 百万円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 百万円</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td><u>35 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>45 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td><u>45 百万円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td><u>45 百万円</u></td> </tr> </table> <p>(3)退職給付に関連する損益</p> <table data-bbox="1037 1433 1452 1500"> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>19 百万円</td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	33 百万円	退職給付費用	19 百万円	退職給付の支払額	0 百万円	制度への拠出額	<u>8 百万円</u>	期末における退職給付引当金	<u>45 百万円</u>	積立型制度の退職給付債務	298 百万円	年金資産	<u>△288 百万円</u>		10 百万円	非積立型制度の退職給付債務	<u>35 百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>45 百万円</u>	退職給付引当金	<u>45 百万円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>45 百万円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	19 百万円
期首における退職給付引当金	41 百万円																																																					
退職給付費用	3 百万円																																																					
退職給付の支払額	3 百万円																																																					
制度への拠出額	<u>7 百万円</u>																																																					
期末における退職給付引当金	<u>33 百万円</u>																																																					
積立型制度の退職給付債務	291 百万円																																																					
年金資産	<u>△287 百万円</u>																																																					
	3 百万円																																																					
非積立型制度の退職給付債務	<u>30 百万円</u>																																																					
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>33 百万円</u>																																																					
退職給付引当金	<u>33 百万円</u>																																																					
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>33 百万円</u>																																																					
簡便法で計算した退職給付費用	3 百万円																																																					
期首における退職給付引当金	33 百万円																																																					
退職給付費用	19 百万円																																																					
退職給付の支払額	0 百万円																																																					
制度への拠出額	<u>8 百万円</u>																																																					
期末における退職給付引当金	<u>45 百万円</u>																																																					
積立型制度の退職給付債務	298 百万円																																																					
年金資産	<u>△288 百万円</u>																																																					
	10 百万円																																																					
非積立型制度の退職給付債務	<u>35 百万円</u>																																																					
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>45 百万円</u>																																																					
退職給付引当金	<u>45 百万円</u>																																																					
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>45 百万円</u>																																																					
簡便法で計算した退職給付費用	19 百万円																																																					

(勘定別情報関係)
 当事業年度
 勘定別情報 (貸借対照表関係)

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万)

円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	13,638,714	10,081,307		23,720,021
有価証券	166,000			166,000
現金預け金	861,226			861,226
金融商品等差入担保金	24,327			24,327
その他資産	4,064	6,551		10,616
有形固定資産	2,602			2,602
無形固定資産	1,473			1,473
一般勘定貸		671,876	△ 671,876	
資産の部合計	14,698,408	10,759,735	△ 671,876	24,786,267
負債の部				
債券	10,654,660	9,300,933		19,955,593
借入金	170,500			170,500
金融商品等受入担保金	111,159			111,159
その他負債	2,382	5,997		8,379
賞与引当金	55			55
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	45			45
役員退職慰労引当金	17			17
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	671,876		△ 671,876	
特別法上の準備金等	1,980,000	1,399,138		3,379,138
金利変動準備金	1,980,000			1,980,000
公庫債権金利変動準備金		1,358,120		1,358,120
利差補てん積立金		41,017		41,017
負債の部合計	14,510,991	10,706,069	△ 671,876	24,545,185
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	165,779			165,779
一般勘定積立金	165,779			165,779
評価・換算差額等	5,035			5,035
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	187,416	53,666		241,082
負債及び純資産の部合計	14,698,408	10,759,735	△ 671,876	24,786,267

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	137,984	248,271	△ 9,758	376,497
資金運用収益	133,591	239,196		372,787
役務取引等収益	103			103
その他業務収益	36			36
その他経常収益	3,569			3,569
地方公共団体健全化基金受入額	3,557			3,557
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	683		△ 683	
一般勘定貸受取利息		30	△ 30	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		9,044	△ 9,044	
経常費用	110,106	115,936	△ 9,758	216,284
資金調達費用	95,523	113,349		208,872
役務取引等費用	147	165		313
その他業務費用	2,277	1,597		3,874
営業経費	3,082	141		3,223
管理勘定借支払利息	30		△ 30	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	9,044		△ 9,044	
一般勘定事務委託費		683	△ 683	
経常利益	27,878	132,334	-	160,213
特別利益	220,000	427,323	△ 220,000	427,323
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		420,000		420,000
利差補てん積立金取崩額		7,323		7,323
特別損失	220,000	559,658	△ 220,000	559,658
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		139,658		139,658
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		200,000		200,000
当期純利益	27,878	-	-	27,878

⑤【附属明細書】

当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

1. 有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,181	0	-	1,182	409	47	773
土地	1,659	-	-	1,659	-	-	1,659
その他の有形固定資産	395	-	-	395	225	70	169
有形固定資産計	3,236	0	-	3,237	634	118	2,602
無形固定資産							
ソフトウェア	2,440	273	21	2,692	1,219	501	1,472
その他の無形固定資産	0	4	4	0	-	-	0
無形固定資産計	2,440	277	25	2,692	1,219	501	1,473

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第1回～第9回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成29年3月15日	3,945,290	4,186,197	0.005 ～1.500	10年
政府保証債（国内債） 8年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	300,000	420,100	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） 6年第1回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成23年9月27日 ～平成28年10月28日	1,129,991	1,330,732 (200,000)	0.001 ～0.400	6年
政府保証債（国内債） 4年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成24年5月28日 ～平成28年6月30日	330,000	150,126 (110,000)	0.001 ～0.249	4年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 2年第2回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成27年3月20日 ～平成28年2月19日	50,000	25,000 (25,000)	0.030 ～0.100	2年
非政府保証公募債 3年第1回地方公共団体金融機構債券	平成25年8月19日	20,000	-	0.170	3年
非政府保証公募債 5年第5回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成23年5月26日 ～平成28年10月21日	235,000	190,000 (60,000)	0.001 ～0.510	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	20,000	0.446	7年

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 第1回～第94回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成29年3月21日	2,515,000	2,755,000	0.060 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第58回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成29年3月21日	1,065,000	1,195,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～平成28年10月21日	15,000	35,000	0.569 ～1.864	30年
非政府保証公募債 F1～20、22～31、33～39、41～52、54～210、212～243、245～345回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ～平成29年1月27日	1,819,772	2,029,401 (62,000)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F53、F211、F244回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成23年2月1日 ～平成26年7月25日	35,000	35,000	変動	9年 ～30年
非政府保証債(外債) 第2、3、7、14～16、19、28、31、33～35、40～56回地方公共団体金融機構債券	平成24年1月12日 ～平成29年1月30日	943,766	1,211,337 [9,781百万米ドル] [566百万豪ドル] [105百万NZドル] [1,000百万ユーロ] (188,136)	0.875 ～5.092	3年 ～10年
非政府保証債(外債) 第1、4～6、8～13、17、18、20～27、29、30、32、36、38、39回地方公共団体金融機構債券	平成24年1月17日 ～平成25年7月22日	125,073	74,465 [757百万米ドル] [100百万豪ドル] (34,088)	変動	5年 ～7年
縁故債 A号第1回～第86回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成29年3月28日	2,180,000	2,330,000	0.069 ～1.53	10年
縁故債 B号第1回～第17回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成29年3月28日	34,000	75,500	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C号第1回～第17回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成29年3月28日	51,500	134,000	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D号第1回～第12回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～平成29年3月28日	-	150,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	14,947,564	16,480,031 (679,224)	-	-
政府保証債(国内債) 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	561,735	562,010	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,986	139,991	1.59 ～1.77	10年

銘 柄	発行年月日	当期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,961	84,964	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	906,684	906,967	-	-
政府保証債(国内債) 第862回～第886回公営企業債券	平成18年4月20日 ～平成20年6月19日	1,469,826	808,536 (587,650)	1.4 ～2.0	10年
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,771	184,793	1.6 ～2.2	15年
政府保証債(外債) 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	343,017	223,122 [150百万英ポンド] [1,000百万米ドル] (119,780)	1.9 ～5.75	10年 ～20年
非政府保証公募債 第20回～第30回公営企業債券	平成18年7月4日 ～平成20年6月16日	399,985	159,997 (110,000)	1.77 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,760	569,784	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,885	189,891	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000 (200,000)	変動	15年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	32,640	30,470 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	-	変動	10年
縁故債 特別第1号第20回～第31回公営企業債券	平成18年7月26日 ～平成20年7月31日	715,500	382,000 (255,000)	1.59 ～2.18	10年
公営企業債券小計	-	3,945,385	2,568,595 (1,094,600)	-	-
合 計	-	19,799,634	19,955,593 (1,773,824)	-	-

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,955,593百万円の一般担保に供しております。

- 「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第2、3、7、14～16、19、28、31、33～35、40～56回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債(外債)第1、4～6、8～13、17、18、20～27、29、30、32、36、38、39回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[]は外貨建による金額です。
- 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額です。
- 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	1,773,824	1,804,268	2,058,327	1,951,753	2,185,072

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	25,000	0.114	平成29年9月19日
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	120,500	145,500	0.550	平成30年9月26日 ～平成38年2月27日
合 計	120,500	170,500	-	-

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	25,000	80,000	10,000	-	-

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	52	55	52	-	55
役員賞与引当金	7	8	7	-	8
退職給付引当金	33	19	0	8	45
役員退職慰労引当金	9	10	-	1	17

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	1,760,000	220,000	220,000	-	-	1,980,000
公庫債権金利変動準備金	1,638,462	139,658	-	420,000	220,000	1,358,120
合 計	3,398,462	359,658	220,000	420,000	220,000	3,338,120

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」の420,000百万円のうち、200,000百万円は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金200,000百万円が国に帰属したことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	3,557	-	3,557	-	920,287
合 計	920,287	3,557	-	3,557	-	920,287

- (注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

(2) 【決算報告書】

貸借対照表（平成29年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	23,616,911	23,720,021	103,110	(注1)
有価証券及び現金預け金	1,275,345	1,027,226	△ 248,119	(注2)
金融商品等差入担保金	17	24,327	24,310	(注3)
その他の資産	10,035	10,616	581	
有形固定資産及び無形固定資産	4,260	4,075	△ 185	
資産合計	24,906,569	24,786,267	△ 120,302	
債 券	19,990,211	19,955,593	△ 34,618	(注4)
借 入 金	150,500	170,500	20,000	(注5)
金融商品等受入担保金	218,701	111,159	△ 107,542	(注6)
その他の負債	7,914	8,379	465	
賞与引当金	-	55	55	(注7)
役員賞与引当金	-	8	8	
退職給付引当金	-	45	45	
役員退職慰労引当金	-	17	17	
地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△ 1	
基本地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△ 1	
特別法上の準備金等	3,378,953	3,379,138	185	
金利変動準備金	1,980,000	1,980,000	-	
公庫債権金利変動準備金	1,357,944	1,358,120	176	
利差補てん積立金	41,009	41,017	8	
負債合計	24,666,567	24,545,185	△ 121,382	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	0	
利益剰余金	162,839	165,779	2,940	
一般勘定積立金	162,839	165,779	2,940	(注8)
評価・換算差額等	6,895	5,035	△ 1,860	
繰延ヘッジ損益	6,895	5,035	△ 1,860	(注9)
管理勘定利益積立金	53,666	53,666	0	
純資産合計	240,002	241,082	1,080	
負債・純資産合計	24,906,569	24,786,267	△ 120,302	

(注1) 貸付額が予定を上回ったこと等による増

(注2) 貸付額の増加等による減

(注3) 担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を上回ったことによる増

(注4) 平成27年度の債券発行額を減額したこと等による減

(注5) 資金調達が多様化の観点から、借入金を増額したことによる増

- (注6) 担保付スワップ (CSA) 契約に基づく担保の受入額が予定を下回ったことによる減
- (注7) 予算ではその他負債に計上していることから「-」としている
- (注8) 当期純利益が予定を上回ったこと等による増
- (注9) 予算策定時からの金利相場の変動による減

損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	377,972	376,497	△ 1,475	
資 金 運 用 収 益	375,057	372,787	△ 2,270	
貸 付 金 利 息	374,427	371,952	△ 2,475	(注1)
有価証券利息及び預け金利息	6	34	28	
金利スワップ受入利息	-	76	76	
そ の 他 の 受 入 利 息	624	723	99	
役 務 取 引 等 収 益	103	103	0	
そ の 他 業 務 収 益	-	36	36	
そ の 他 経 常 収 益	2,812	3,569	757	
地方公共団体健全化基金受入額	2,800	3,557	757	
そ の 他 の 経 常 収 益	12	12	0	
経 常 費 用	219,653	216,284	△ 3,369	
資 金 調 達 費 用	211,475	208,872	△ 2,603	
債 券 利 息	210,886	208,315	△ 2,571	(注1)
借 入 金 利 息	590	553	△ 37	
金利スワップ支払利息	-	3	3	
役 務 取 引 等 費 用	515	313	△ 202	
そ の 他 業 務 費 用	4,035	3,874	△ 161	
営 業 経 費	3,629	3,223	△ 406	
人 件 費	(933)	(866)	(△ 67)	
業 務 費	(1,528)	(1,281)	(△ 247)	
そ の 他 の 営 業 経 費	(1,168)	(1,075)	(△ 93)	
経 常 利 益	158,319	160,213	1,894	
特 別 利 益	427,330	427,323	△ 7	
公庫債権金利変動準備金取崩額	420,000	420,000	-	
利差補てん積立金取崩額	7,330	7,323	△ 7	
特 別 損 失	559,521	559,658	137	
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	139,521	139,658	137	
国 庫 納 付 金	200,000	200,000	-	
当 期 純 利 益	26,128	27,878	1,750	

(注1) 金利が想定を下回ったこと等による減

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成 29 年 3 月 31 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 861,226 百万円その他です。
その他資産	未収収益 10,505 百万円（未収貸付金利息 10,495 百万円その他）、その他の資産 110 百万円（差入保証金 107 百万円その他）です。

②負債の部

その他負債	未払費用 8,069 百万円（未払債券利息 8,005 百万円その他）、その他の負債 301 百万円（未払金 297 百万円その他）その他です。
-------	--

(4) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月18日

地方公共団体金融機構
理事長 瀧野 欣 彌 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡村 俊 克 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深田 豊 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 修一郎 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<法第37条第1項が要求する決算報告書に対する意見>

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づき、機構の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第9期

事業年度の決算報告書について監査を行った。

決算報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

法第37条第1項が要求する決算報告書に対する監査意見

当監査法人は、決算報告書が、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、機構が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。
2. 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものです。

